

#### 4 機構公共工事入札監視委員会設置に係る協定書

大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「連携機構」という。）は、4 機構公共工事入札監視委員会（以下「委員会」という。）について次のとおり協定を締結する。

##### （目的）

第1条 この協定は、連携機構が共同で4 機構公共工事入札監視委員会を設置・運営することによって、各機構における業務の効率化を推進するとともに、連携機構において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を確保することを目的とする。

##### （設置）

第2条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、連携機構が共同で設置する。

##### （組織）

第3条 委員会は、委員3名以上をもって組織する。  
2 委員会を円滑に実施するため、連携機構の施設担当で構成される4 機構公共工事入札監視委員会連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。  
3 委員会の組織及び運営等については、連絡会議で定める実施要項によるものとする。

##### （公表事項）

第4条 委員の氏名及び職業は公表する。  
2 議事概要その他委員会の公表事項は、実施要項によるものとする。

##### （委員報酬等）

第5条 連携機構は委員に対し、報酬及び職務を行うための費用を支給するものとする。報酬の額及び支給方法等については、実施要項によるものとする。

##### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、連携機構の各事務局施設担当部署が輪番により、連携機構の関係部署の協力を得て処理する。

##### （協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までとする。  
2 本協定は、期間満了の2か月前までに連携機構から見直しまたは解消の申出がない場合は、その後さらに1年間有効とし、その後の期間についても同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項について、連携機構において協議するものとする。

附 則

平成30年3月30日付で大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が締結した「3機構公共工事入札監視委員会設置に係る協定書」は、この協定発効の日に廃止する。

この協定の締結を証するために、本協定書を4通作成し、記名、押印の上各1通を所持するものとする。

令和2年3月31日

東京都立川市緑町10-3

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

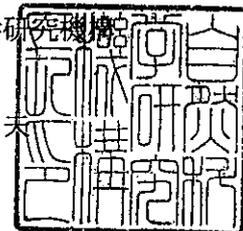
機構長 平 川



東京都三鷹市大沢2-21-1

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

機構長 小 森 彰



茨城県つくば市大穂1-1

大学共同利用機関法人高エネルギー

機構長 山 内 正



東京都立川市緑町10-3

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

機構長 藤 井 良

